

總行政第71号
總行応第133号
令和7年4月2日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課・市町村担当課扱い)
(二地域居住・関係人口担当課扱い)

総務省地域力創造グループ
地 域 政 策 課 長
地 域 自 立 応 援 課 長
(公 印 省 略)

地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策の推進について（通知）

近年、テレワークの普及や、副業・兼業等を行う人材の増加など、ライフスタイルが多様化しており、二地域居住（主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方）や関係人口（定住人口でも、交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々）への関心が高まっています。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、二地域居住や関係人口を含めた地方への新しい人の流れを生み出すことが重要であり、そのためには二地域居住や関係人口としての地域との関わりを希望する国民のニーズに応えるため、二地域居住・関係人口についての支援施策の体系的・一体的な推進が必要です。

現在政府においては、「地方創生2.0の「基本的な考え方」」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）や「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第31号）等を踏まえ、二地域居住・関係人口施策を推進しているところです。

貴都道府県におかれても、下記の点に留意の上、二地域居住・関係人口施策について一層推進いただくようお願いいたします。また、貴都道府県内の市町村にもこの旨周知されるようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策について

二地域居住や関係人口を含めた地方への人の流れを創出・拡大するためには、都市圏等における二地域居住希望者等への情報発信の強化や、受入地域における二地域居住者等の受入環境の整備等を行うとともに、二地域居住者等の定着に向けた支援の充実を図ることが求められる。

二地域居住等を検討する上での課題として、地域での仕事をはじめとした自分の能力等を活かせる機会や居住環境の確保、地域とのつながりづくり、二地域居住等に係る情報の提供等が必要と指摘されており、こうした課題を解決するため、各地方自治体において、二地域居住等に関する相談窓口の設置や相談会、セミナー等の開催などにより広く二地域居住希望者等への情報発信を行うとともに、受入地域における二地域居住者等の受入環境の整備、二地域居住希望者等に対する情報提供・相談対応等や二地域居住者等の定着に向けた支援の充実を図られたい。

また、受入地域において、二地域居住等を検討している者に対して適切な情報提供や相談対応等の支援を行うことができる者や二地域居住者等が円滑に地域生活に入れるよう地域の実情に精通し地域の活性化に意欲的に取り組んでいる者を「二地域居住コーディネーター」として設置するなど、二地域居住希望者及び二地域居住者等へのきめ細やかな支援にも取り組まれたい。

なお、「二地域居住コーディネーター」の設置に当たっては、二地域居住等の実践者や行政経験者等を活用することも検討されたい。

2 地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策に係る地方財政措置について

地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策に要する経費について、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

なお、本取扱いは、令和7年度の特別交付税の算定から適用する。

（1）対象団体

都道府県、市町村

（2）対象事業

対象団体において当該地域への二地域居住・関係人口を推進するために実施される二地域居住希望者等に対する情報発信、体験の実施や受入地域における二地域居住希望者等の受入環境の整備、情報提供・相談対応等や二地域居住者等の定着に向けた支援に係る以下に掲げる地方単独事業とするが、その具体的な内容は、各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で実施するものである。

① 二地域居住希望者等に対する情報発信

二地域居住希望者等に対し、地域の特性や、地域の暮らし（住居、仕事、子育て、暮らしぶり等）に関する情報を幅広く提供するための事業。

例) ・相談会、セミナー等の開催

- ・関連イベント等への相談ブースの出展
- ・各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信
- ・二地域居住等の促進のためのプロモーション動画の制作
- ・二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持（デジタル活用推進事業債の対象となる経費を除く。）

② 二地域居住希望者等に対する相談窓口の設置

二地域居住希望者等に対して、地域での具体的な生活やローカルなルール等の相談や地域の方々や先輩実践者との関係をつなげることができる相談窓口を設置するための事業

例) ・地域内や都市部等の地域外での相談窓口の設置

③ 二地域居住等のきっかけづくり

地域における雇用・就労、居住環境、生活の利便性などの二地域居住を検討する上での不安・懸念を軽減、払拭することを目的とした体験の実施等のための事業。

例) ・「二地域居住体験ツアー」等の実施

- ・地域留学のプログラムづくり（地域外からの学生の受入れを主たる目的としたものに限り、学校魅力化を主たる目的としたものを除く。）
- ・「デュアルスクール」・「保育園留学」等のプログラムづくり
- ・移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備（新築する場合を除く。民間事業者が実施主体となる移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備への補助を含む。）
- ・地域住民との交流機会やプログラムの実施
- ・地域のファンクラブの設置

④ 二地域居住希望者等に対する情報提供・相談対応等のコーディネーターによる支援

「二地域居住コーディネーター」を当該団体内に設置し、二地域居住希望者等に対する情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援等を行う事業。

例) ・二地域居住・関係人口に関する施策の企画・立案・実行を支援するコーディネーターの配置

- ・二地域居住希望者等に情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援等を行うコーディネーターの配置
- ・地域留学を支援するコーディネーターの配置（地域外からの学生の受け入れを主たる目的としたものに限り、学校魅力化を主たる目的としたものを除く。）（当該自治体の地方版総合戦略地方創生総合戦略 等の計画に位置付けられたものに限る。）
- ・「デュアルスクール」・「保育園留学」等において児童生徒の円滑な就学・保育を支援するコーディネーターの配置

⑤ 受入地域における二地域居住希望者等の受入環境の整備

二地域居住希望者等の就職や兼業・副業の支援又は居住支援のための事業（ただし、二地域居住者の交通費への支援等の現金給付を除く。）。

例）・二地域居住希望者等に対する就職や兼業・副業の支援、居住支援（空き家バンクの運営、住宅改修への助成）等

（3）対象経費及び措置率等

地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策（都道府県が市町村に補助金・交付金を支出する場合を含む。）に係る地方財政措置の対象経費及び措置率等は以下のとおりである。また、対象経費の具体例は別添のとおりである。

①上記（2）①②③及び⑤に掲げる事業に要する経費

措置率は0.5（ただし、地方自治体の財政力に応じ、補正を講じる。）とする。

②上記（2）④に掲げる事業に要する経費

「二地域居住コーディネーター」を設置するための報償費等の経費について、専ら「二地域居住コーディネーター」の業務に従事する者については、1人当たり500万円を上限とし、他の主たる業務に従事する者が兼務する場合においては、1人当たり40万円を上限とする。

（4）その他事業推進に当たっての留意事項

① 上記（3）の対象経費については、当該地域への二地域居住・関係人口の推進を目的として実施する事業に限るものであること。なお、観光や産業振興等を主たる目的として実施する複合的な事業や一般的な地域活性化事業等と併せて実施する場合については、二地域居住・関係人口の推進を目的として実施する事業に要する経費に限るものであること。

- ② 二地域居住・関係人口施策については、移住・定住対策と一体的に実施することもあるところ、二地域居住・関係人口施策を主たる目的とする事業の場合は、二地域居住・関係人口施策に係る特別交付税措置、移住・定住対策を主たる目的とする事業の場合は、移住・定住施策に係る特別交付税措置（「地方自治体が実施する移住・定住対策の推進について（通知）」（令和7年4月2日付総行応第134号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知））として算定する。
- ③ 「地域おこし協力隊」（「「地域おこし協力隊」の推進について」（平成21年3月31日付総行応第38号））は都市から地方へ移住して地域協力活動を行うものであり、また、「集落支援員」（「過疎地域等における集落対策の推進について」（平成20年8月1日付総行過第95号）及び「過疎地域等における集落対策の推進要綱の策定について」（平成25年3月29日付総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号））は、市町村とともに集落の維持・活性化対策を担うものであるが、地域おこし協力隊員又は集落支援員がその適性と能力に応じ二地域居住コーディネーターを兼ねることも差し支えないものであること。なお、この場合の支援措置はいずれかを選択的に適用することであること。
- ④ 二地域居住者等の登録のためのシステムを地方自治体が整備する場合や公営企業、地方独立行政法人、公共的団体又は地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第1条に規定する出資法人に補助をして整備する場合については、デジタル活用推進事業債（「デジタル活用推進事業債等における取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日付総務省自治財政局地方債課・総務省自治財政局公営企業課・総務省自治行政局地域DX推進室事務連絡））の活用が可能であること。なお、二地域居住者等の登録のためのシステムの構築に要する経費であって、デジタル活用推進事業債の対象とならないものについては、（2）①のとおり、本特別交付税措置の対象となるものであること。
- ⑤ 地方自治体が実施主体となる移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備については、地域活性化事業債の活用が可能であること。なお、地域活性化事業債の対象経費については、本特別交付税措置の対象とはならないこと。

二地域居住・関係人口施策の推進に向けた財政措置について

地方自治体が二地域居住・関係人口施策に取り組む場合の財政支援については、以下のとおり特別交付税措置を講じることとしている。

- (1) 二地域居住希望者等に対する情報発信、相談窓口の設置、二地域居住等のきっかけづくり、受入地域における二地域居住者等の受入環境の整備に要する経費

【対象経費の例】

○二地域居住希望者等に対する情報発信に要する経費

- ・二地域居住等に関する相談会、セミナー等の開催に要する経費
- ・二地域居住等関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費
- ・各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信に要する経費
- ・コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費
- ・二地域居住等関連パンフレット・プロモーション動画等の制作に要する経費
- ・職員旅費
- ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費
- ・二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持に要する経費（デジタル活用推進事業債の対象となる経費を除く。）等

○二地域居住希望者等に対する相談窓口の設置に要する経費

- ・二地域居住希望者等の相談窓口の設置に要する経費

○二地域居住等のきっかけづくりに要する経費

- ・二地域居住希望者等と地域住民との交流機会やプログラムの実施に要する経費
- ・二地域居住等の意向調査に要する経費
- ・「二地域居住体験ツアー」等の実施に要する経費
- ・地域留学のプログラムづくり（地域外からの学生の受入れを主たる目的としたものに限り、学校魅力化を主たる目的としたものを除く。）に要する経費
- ・「デュアルスクール」・「保育園留学」等のプログラムづくりに要する経費
- ・移住体験住宅、サテライトオフィス、コワーキングスペース、ワーケーション施設の整備に要する経費（新築する場合を除く。民間事業者が実施主体となる移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備への補助を含む。）

- ・地域のファンクラブの設置に要する経費
- ・二地域居住者希望者等の産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費 等

○受入地域における二地域居住希望者等の受入環境の整備に要する経費（ただし、二地域居住者の交通費への支援等の現金給付を除く。）

- ・二地域居住希望者等に対する職業紹介、就職や副業・兼業支援の実施に要する経費
- ・新規就業者（二地域居住者本人、受入れ企業）に対する助成
- ・空き家バンクの運営に要する経費
- ・住宅改修への助成 等

措置率

0. 5（ただし、地方自治体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。）

（2）二地域居住コーディネーターの設置に要する経費

「二地域居住コーディネーター」の設置に要する経費（報償費等）について、専ら「二地域居住等コーディネーター」の業務に従事する者については、1人当たり500万円を上限とし、他の主たる業務に従事する者が兼務する場合においては、1人当たり40万円を上限とする。

【対象経費の例】

- ・二地域居住・関係人口に関する施策の企画・立案・実行を支援するコーディネーター、二地域居住希望者等に情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援等を行うコーディネーター、地域留学を支援するコーディネーターの配置（地域外からの学生の受入れを主たる目的としてものに限り、学校魅力化を主たる目的としたものを除く。）（当該自治体の地方創生総合戦略等の計画に位置付けられたものに限る。）、「デュアルスクール」・「保育園留学」等において児童生徒の円滑な就学・保育を支援するコーディネーターの報償費等
- ・二地域居住希望者等への情報提供や相談対応に要する経費
- ・二地域居住希望者等の支援に要する経費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・「二地域居住コーディネーター」の研修受講に要する経費

- ・二地域居住希望者等と地域住民との交流に要する経費（飲食に要する経費は除く。）
- ・外部アドバイザーの招へいに係る経費 等